



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
◎県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）	1
○道路の区域変更（2件）（道路課）	1
公 告	
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防政策課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の定款変更の認可（ 〃 ）	2
落札公告	
○落札者等の公告（管財課）	3

告 示

高知県告示第646号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき県税に係る徴収金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和4年7月19日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	県税に係る徴収金の収納事務の取りまとめ	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における県税に係る徴収金の収納事務	〃

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	〃	〃
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	〃	〃
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	〃	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポブラ	〃	〃
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	ウェルネット株式会社	支払秘書決済サービスを利用して納付される県税に係る徴収金の収納事務	〃
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社	PayPay決済サービスを利用して納付される県税に係る徴収金の収納事務	〃
東京都品川区西品川一丁目1番1号	LINE Pay株式会社	LINE Pay決済サービスを利用して納付される	〃

高知県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年7月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年7月19日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知伊予三島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原字マメドチ3159番16から 土佐郡土佐町東石原字マメドチ3159番8まで	前	4.1 } 8.8	80
	後	13.5 } 35.8	80

高知県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年7月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年7月19日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大川土佐
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村下小南川字堂ノナロ99番1	前	4.6 } 6.0	91
		4.6	

	後	8.5	91
--	---	-----	----

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

令和4年7月19日

高知県知事 濱田 省司

1 講習の実施日、種別等

(1) オンライン講習（受講の承認後から受講可能）

講習の開始日	講習の種別	講習の受講ができる期間
令和4年9月5日（月）	給油取扱所 その他	講習の開始日から1月以内

備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう（(2)の表において同じ。）。

2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう（(2)の表において同じ。）。

(2) 対面講習

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他
令和4年8月19日（金） 安芸市消防防災センター	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
令和4年8月23日（火） 高知県立人権啓発センター	〃	〃
令和4年8月24日（水） 〃	〃	〃

令和4年8月25日（木） 〃	〃	〃
令和4年8月30日（火） 中土佐町民交流会館	〃	〃
令和4年8月31日（水） 四万十市立文化センター	〃	〃
令和4年9月1日（木） 〃	〃	

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

ア オンライン講習

令和4年7月21日（木）から同月29日（金）まで

イ 対面講習

令和4年8月1日（月）から同月12日（金）まで

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、片地土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和4年7月19日

高知県知事 濱田 省司

| 役名   | 氏名    | 住 所             |
|------|-------|-----------------|
| (退任) |       |                 |
| 理事   | 西峯 勲  | 香美市土佐山田町杉田349番地 |
| 〃    | 大岸 高晴 | 〃 〃 〃 宮ノ口697番地7 |
| 〃    | 尾立 正人 | 〃 〃 〃 431番地2    |

|      |       |                   |
|------|-------|-------------------|
| 〃    | 小松 敏夫 | 高知市中久万201番地5      |
| 〃    | 船谷 清考 | 香美市土佐山田町船谷184番地1  |
| 〃    | 公文 延晴 | 〃 〃 佐古藪126番地      |
| 〃    | 公文 豊広 | 〃 〃 〃 515番地       |
| 〃    | 永野 圭助 | 〃 〃 影山142番地       |
| 〃    | 岡村 康洋 | 〃 〃 林田216番地1      |
| 〃    | 鍵山 博子 | 〃 〃 〃 510番地       |
| 〃    | 藤本 正  | 〃 〃 山田島117番地      |
| 〃    | 竹島 洋昭 | 高知市みづき三丁目3502番地   |
| 〃    | 菅原 実和 | 香美市土佐山田町加茂312番地3  |
| 〃    | 原 豊之  | 〃 〃 〃 神母ノ木151番地2  |
| 監事   | 鍵山 香代 | 〃 〃 〃 影山194番地1    |
| 〃    | 濱田 和代 | 〃 〃 〃 宮ノ口516番地    |
| 〃    | 尾立 博  | 〃 〃 〃 船谷195番地     |
| 〃    | 小松 緑  | 〃 〃 〃 林田116番地     |
| (就任) |       |                   |
| 理事   | 西峯 勲  | 香美市土佐山田町杉田349番地   |
| 〃    | 尾立 正人 | 〃 〃 〃 宮ノ口431番地2   |
| 〃    | 松岡 健司 | 〃 〃 〃 392番地8      |
| 〃    | 舟谷 和幸 | 〃 〃 〃 船谷50番地      |
| 〃    | 小松 美公 | 〃 〃 〃 197番地3      |
| 〃    | 公文 延晴 | 〃 〃 〃 佐古藪126番地    |
| 〃    | 公文 豊広 | 〃 〃 〃 515番地       |
| 〃    | 永野 圭助 | 〃 〃 〃 影山142番地     |
| 〃    | 岡村 康洋 | 〃 〃 〃 林田216番地1    |
| 〃    | 上村 尚宏 | 〃 〃 〃 234番地       |
| 〃    | 藤本 正  | 〃 〃 〃 山田島117番地    |
| 〃    | 並川 安子 | 〃 〃 〃 林田295番地     |
| 〃    | 村田 幸弘 | 〃 〃 〃 山田島224番地    |
| 〃    | 安井 史昭 | 〃 〃 〃 神母ノ木442番地   |
| 監事   | 鍵山 吉広 | 〃 〃 〃 影山304番地     |
| 〃    | 榎本 哲也 | 〃 〃 〃 宮ノ口786番地1   |
| 〃    | 幾井 美香 | 〃 〃 〃 船谷34番地3     |
| 〃    | 島村 三省 | 〃 〃 〃 東本町五丁目3番19号 |

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、片地土地改良区の定款の変更を令和4年7月5日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年7月19日

高知県知事 濱田 省司

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年7月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県 I P 電話サービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部管財課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和4年6月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社高知支店 高知市帯屋町二丁目5番11号
- 5 落札金額
34,111,554円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和4年5月17日